

令和元年5月（第5回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年5月13日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（14名）

1番	松本 三千輝（筆頭代理）	2番	西山 隆文（次席代理）
3番	上田 伴治	4番	松野 隆
5番	西川 達也	6番	野田 祐士
7番	高木 敬司	8番	中村 光博
9番	大村 幸誠	10番	西村 親夫
11番	山本 博文	12番	荒川 忠一
13番	廣田 律男	14番	岩村 久雄（会長）

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第7	議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第10	令和元年（2019年）第6回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	森崎 大輔	主 査	堀田 章一郎

6. 会議の概要

（事務局長）

只今より、令和元年第5回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、井川推進委員さんが欠席でございます。農業委員さんは全員出席でございますので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、まずもってご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)  
《挨拶》

(議長)  
日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番松本委員さん、10番西村委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)  
《報告第1号を説明》

(議長)  
只今、報告第1号について説明を申し上げました。  
まず、農地法第4条第1項第7号土地所有者の転用の部についてですが、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)  
はい。

(議長)  
それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。  
次に、農地法第5条第1項6号の所有権移転の部についてですが、何かご意見、ご質疑はございませんか。

(2番委員)  
番号5番について、個人住宅の転用目的で面積が16㎡というのはどういうことですか。敷地の拡張なら理解できますが。

(事務局)  
この案件につきましては、農地以外の地目を含めて住宅を建築する内容となっています。住宅予定敷地の一部に16㎡農地が存在するということです。

(2番委員)

わかりました。

(6番委員)

2番、3番、4番の届出地はどこになりますか。

(事務局)

市ノ後団地7棟の道向かいに位置します。  
団地の角のお店の右に行った辺りです。

(6番委員)

わかりました。

(議長)

ほかに何かございませんか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

本案は、市街化区域内の農地転用のための権利移動の報告とします。  
次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

本案は農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約の報告とさせていただきます。  
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届についてご報告申し上げます。  
内容につきまして、事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、本案につきましては、許可不要転用届出の報告とさせていただきます。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明をいたしました。番号1番につきましては、6番野田委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(6番委員)

調査報告いたします。

5月7日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、耕運機、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は大豆やキャベツで、申請地にもキャベツを作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人は経験年数22年、年間150日、妻は、経験年数12年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、85,086㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、権利取得者が農地所有適格法人でございます。本件についても6番野田委員さんに調査をいただいております。

補足説明お願いいたします。

(6番委員)

農地法第3条について調査報告いたします。

5月10日に、譲受人である法人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、農作業に必要なトラクターや耕運機はリースされており、運搬車は所有されているため、問題ありません。

主に生産されている農作物はハーブ類、大根、いちごです。

譲受人は農地所有適格法人であり、取締役3名中2名が農作業常時従事者です。

取得後の農地の面積については、22,534㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

5番西川委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

調査報告いたします。

農地法第4条第1項による申請書が提出されましたので、5月8日に施主と現地でお会いし、聞き取り調査を行いました。

元々自宅が建っていた場所で、熊本地震により全壊したため、自宅を建築するものです。

立地基準として、申請地は集落にも接しておりますので問題はありません。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、資金証明書が提出されており問題ありません。

規模の妥当性も問題ありません。

公共の上下水道に接続し、また、雨水は西側道路側溝に排水するとの事です。隣接同意書、排水同意書も提出してあります。

被害防除の方策として、周辺農地に被害を与えた場合は、申請人において誠意を持って対応するとの事でした。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、5番西川委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

ただいま、議案第3号につきましてご説明いたしました。

転用のための賃借権設定の部でございますが、番号1番につきましては2番西山委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

農地法第5条調査報告。

5月7日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

本申請は、社会福祉法人が設立している保育園の駐車場として整備するものです。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について申し上げます。申請地は第1種農地であります。収用対象事業として社会福祉法人が運営する保育園の駐車場であることから、転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。  
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。  
以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について2番西山委員さんより補足説明をいただきました。  
早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はない  
でしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての  
項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付するこ  
とに決定をいたします。

次に、番号2番でございしますが、1番松本委員さんに調査を頂いております。  
補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

5月6日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が資材置場として整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であることから転用の見  
込みはあると思われま。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地及ぼす影響もないと考えます。

申請地は、熊本地震により小谷川の擁壁及び側溝の陥没被害を受け、危険な  
状況が続いております。県工事でも業者不足のため、受注者が決まらなかった  
状態ですが、この度、決まりまして、ようやく復旧できます。その工事現場の

横でどうしても資材置場が必要ですので、委員の皆様のご審議宜しく願います。

(議長)

只今、番号2番について1番松本委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

#### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部でございますが、再設定が30筆、新規が24筆となっております。本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、賃借権設定の部でございますが、設定を受ける者が、農地所有適格法人以外の法人でございます。いずれも解除条件付の案件でございます。本件についてご審議をお願いします。何かご意見、ご質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございますが、1件でございます。本件についてのご審議をお願いいたします。何かご意見、ご質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第5号説明》

（議長）

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

番号1番については、2番西山委員に調査をいただいております。

補足説明お願いいたします。

（2番委員）

報告いたします。

4月22日に、譲受人、熊本県農業公社、菅推進委員、事務局員とあっせん会議を行いました。

譲受人は、主に水稻、大豆、大根、オクラを栽培されており、耕作面積は4町3反あります。また、譲受人は農地所有適格法人の認定を受けている法人で、認定農家でもあります。

今回の水田は、元の所有者から話があり、近隣に耕作地があること、通作ができることという事で、あっせんにより購入される事になったものです。

譲受人はあっせん名簿にも記載されており、1町6反以上耕作されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

（議長）

それでは、本件についてご審議をお願いしたいと思います。

何かご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に番号2番について、6番野田委員さんに調査をしていただいております。調査報告をお願いいたします。

(6番委員)

報告いたします。

4月22日に、譲受人、熊本県農業公社、續推進委員、事務局員とあっせん会議を行いました。

譲受人は、熊本市東区长嶺にお住まいですが、益城町を中心に水稻を栽培されており、耕作面積は益城町と熊本市を合わせて、1町4反程ございます。今回の申請は、元の所有者から話がありまして、近隣に耕作地があること、通作できるということで、あっせんで購入される事になりました。

譲受人は、あっせん候補者名簿にも記載されており、申請地を合わせるとあっせん基準面積の1町6反以上となるため、問題はないかと思えます。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

それでは、本件についてご審議をお願いしたいと思います。

何かご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に番号3番でございしますが、まず農地所有適格法人の認定についてご審議

していただく必要があります。6番野田委員さんに調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。

(6番委員)

農地所有適格法人の認定調査報告をいたします。

4月10日のあっせん会議の際に、譲受人、岩村会長、事務局員立会いのもと聞き取り調査を行いました。

農地所有適格法人の認定には4つの要件を満たす必要があります。

まず一つ目に、法人の形態についてですが、譲受人は平成9年設立の特例有限会社であり、要件を満たしております。

次に事業要件についてですが、譲受人の事業目的は、農産物、畜産物の生産や加工及び販売、堆肥、基肥、有機肥料等の製造及び販売があり、農業に係る売上高が事業全体の過半を占めているため、要件を満たしております。

次に構成員の要件についてですが、譲受人の構成員4名は農業の常時従事者であり、要件を満たしております。

最後に、業務執行役員についてですが、譲受人の役員4名は農業の常時従事者で、年間300日農作業に従事しているため要件を満たしております。

以上です。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

(議長)

ただいま、農地所有適格法人の認定について補足説明をしていただきました。

さっそくご審議をしていただきたいと思います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、農地所有適格法人として認定させていただきます。

続きまして、あっせん関係についてですが、引き続き6番野田委員さんに調査報告をお願いいたします。

(6番委員)

報告します。

4月10日に、譲受人、熊本県農業公社、岩村会長、事務局員と農地売買のあっせん会議を行いました。

譲受人は、熊本市東区戸島町にて酪農を中心に農業経営を行っており、耕作面積は約5町あり、熊本市での認定農家も受けられております。今回の申請地は元の所有者の希望により、熊本市にある農地とともに購入される事になりました。譲受人は、益城町のあっせん基準面積の1町6反以上耕作されているので問題はないかと思えます。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

(議長)

ただいま補足説明をいただきました。さっそくご審議をお願いいたします。何かご意見、ご質疑等はありませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 令和元年第6回委員会の日時について申し上げます。次回は6月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思えます。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思えます。

閉会の挨拶を松本筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年5月13日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員